東京都居住支援協議会　会則

平成 26 年 6 月 25 日
改正　平成 30 年 6 月 25 日
改正　令和元年 6 月 24 日
改正　令和 4 年 4 月 1 日
改正　令和 5 年 7 月 1 日
改正　令和７年１０月１日
改正　令和８年６月２２日

（名称）
第１条　本会は、東京都居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）
第２条　本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第８１条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する活動を行う区市町村の居住支援協議会に対する活動の支援（設立の促進を含む。以下、同じ。）のために必要な措置について協議することにより、都民の居住の安定確保に寄与することを目的とする。

（活動）
第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
一　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること
二　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること
三　その他目的達成のために必要な事業

（会員）
第４条　本会は、地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体及び社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う団体を会員として構成するものとし、会員は別表のとおりとする。

（役員）
第５条　本会に次の役員を置く。
一　会長　　１名
二　副会長　１名

三　監事　　２名

２　会長は、東京都住宅政策本部民間住宅部長とし、副会長は、東京都福祉局政策推進担当部長とする。

３　監事の選任に関する取扱いは、別に定める。

４　会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

６　監事は、本会の財産及び業務執行の状況を監査する。

（総会）

第６条　本会の議決機関として、総会を置く。

２　総会の構成員は、会長、副会長及び各会員（東京都を除く。）がその職員等の中からあらかじめ指名した者とする。

３　総会の招集は会長が行う。

４　総会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

５　総会は、毎年度１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めたとき又は構成員の３分の１以上の書面による請求があったときに臨時総会を開催する。

６　本会が必要と認める区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者は、オブザーバーとして総会に出席することができる。

７　総会は、第２項に掲げる者（代理の者を含む。）の過半数の出席がなければ開催することができない。

８　総会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

９　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

10　前項の規定により書面表決又はその権限の行使を他の会員に委任した者は、総会に出席したものとみなす。

11　総会は、次の事項を承認議決する。

一　本会の事業計画及び予算に関すること

二　本会の事業報告及び決算に関すること

三　会則の制定及び改廃に関すること

四　総会に参加するオブザーバーに関すること

五　その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること

12　会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

（幹事会）

第７条　本会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

２　幹事会は、各会員がその職員等の中からあらかじめ指名した者（以下「幹事」という。）をもって組織する。
３　前条第６項の区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者のほか、幹事会にて必要と認めるときは、幹事以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
４　幹事会は、事業の企画、立案を行うとともに次の事項を議決する。
一　総会に付議すべき事項
二　総会の議決した事項の執行に関すること
三　その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること
５　幹事会には、幹事の互選により、幹事長を置く。
６　幹事長は、幹事会を招集し、その議長を務める。
７　幹事長は、やむを得ない事由により幹事会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。

（事務局）
第８条　本会の運営補佐及び庶務を執り行うため、東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課に事務局を置く。

（秘密の保持）
第９条　会員（その職員等を含む。）及びオブザーバーは、本会の活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（事業年度）
第１０条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（その他）
第１１条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮った上、別途定める。

附　則
１　この会則は、平成２６年６月２５日より施行する。
２　平成２６年度における協議会の事業年度は、設立の日から平成２７年３月３１日までとする。

附　則
１　この会則は、平成３０年６月２５日より施行する。

附　則
１　この会則は、令和元年６月２４日より施行する。

附　則

１　この会則は、令和４年４月１日より施行する。

附　則

１　この会則は、令和５年７月１日より施行する。

附　則

１　この会則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第４３号）附則第１条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則

１　この会則は、令和８年６月２２日より施行する。

別表（第４条関係）

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会　東京都本部
公益社団法人東京共同住宅協会
特定非営利活動法人日本地主家主協会
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
一般財団法人高齢者住宅財団
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
別記の東京都が指定した居住支援法人
独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
東京都住宅供給公社
独立行政法人住宅金融支援機構
東京都　（住宅政策本部、福祉局）